成三十年六月一日」に、「同年十二月一日」を「同月一日」に、「四・八〇三」を「四・八〇八」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第八十三号）第二条」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百二十三号）第一条の規定」に改め、「同条」の下に「の規定」を加え、「平成二十六年六月一日」を「平成二十八年六月一日」に改め、同条第四項中「改正法附則第二条」の下に「、第八条又は第九条」を加え、「又は」を削る。

（平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第二条　平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改める。

本則中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、本則の表中「一・二二〇」を「一・二二一」に、「一・二三〇」を「一・二三二」に、「一・二五六」を「一・二五七」に、「一・二六二」を「一・二六三」に、「一・二六八」を「一・二六九」に、「一・二七八」を「一・二七九」に、「一・二八九」を「一・二九〇」に、「一・二九〇」を「一・二九一」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

2　平成三十一年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十四号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第三十一条第四項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第三項、第三十二条第五項第二号、第三十四条第二項、第三十六条第五項第二号、第三十七条第三項第二号、第三十八条第三項第二号、第五項第二号（同法附則第三十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九項（同法附則第三十九条第七項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項第二号、第四十一条第四項第二号、第四十二条第七項第二号、第四十四条第八項第二号、第五十条並びに第五十七条第一項並びに同法附則第三十六条第三項において読み替えて準用する同法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第四十五条第二項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「第三十七条第一項」の下に「、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の三第一項、第百条の十五第一項若しくは第百条の二十第一項」を加える。

第七条の二の見出し中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第一号中「一・〇〇七」を「一・〇一三」に改め、同条第四号中「一・〇〇八」を「一・〇一四」に改める。

第八条の二の見出し中「平成三十年四月から平成三十一年三月まで」を「平成三十一年四月から平成三十二年三月まで」に改め、同条中「平成三十年四月から平成三十一年三月まで」を「平成三十一年四月から平成三十二年三月まで」に、「〇・九六八」を「〇・九六九」に、「〇・九六六」を「〇・九六七」に改める。

第十条第五項中「平成三十年四月から平成三十一年三月まで」を「平成三十一年四月から平成三十二年三月まで」に、「〇・九六八」を「〇・九六九」に、「〇・九六六」を「〇・九六七」に改める。

第十一条第二項中「平成三十年四月から平成三十一年三月まで」を「平成三十一年四月から平成三十二年三月まで」に、「四百十三万九千七百四十九円」を「四百十四万四千二十五円」に、「四百十三万千百九十六円」を「四百十三万五千四百七十二円」に、「二百五十五万六千八百七十五円」を「二百五十五万九千五百十七円」に、「二百五十五万千五百九十二円」を「二百五十五万四千二百三十四円」に、「二百三十一万三千四百二十三円」を「二百三十一万五千八百十三円」に、「二百三十一万千三十三円」を「二百三十一万千五百四十三円」に改める。

第十三条第四項及び第十七条第二項中「平成三十年四月から平成三十一年三月まで」を「平成三十一年四月から平成三十二年三月まで」に、「〇・九六八」を「〇・九六九」に、「〇・九六六」を「〇・九六七」に改める。